

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 11 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 37 号

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

( 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正 )

第 1 条 瀬戸市職員の給与に関する条例 ( 昭和 36 年瀬戸市条例第 4 号 )

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>( 期末手当 )</p> <p>第 20 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 ( 以下この条から第 20 条の 3 まで及び附則第 <u>14 項第 3 号</u>においてこれらの日を「基準日」 という。 ) にそれぞれ在職する職員に対して、 それぞれ基準日の属する月の市長が定める日 ( 次条及び第 20 条の 3 においてこれらの日を 「支給日」という。 ) に支給する。これらの基 準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定に より失職し、又は死亡した職員 ( 第 25 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める 職員を除く。 ) についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に 支給する場合においては 100 分の 125、1 2 月に支給する場合においては <u>100 分の 13</u> <u>5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の 期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲</p>	<p>( 期末手当 )</p> <p>第 20 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 ( 以下この条から第 20 条の 3 までにおいてこ れらの日を「基準日」という。 ) にそれぞれ在 職する職員に対して、それぞれ基準日の属する 月の市長が定める日 ( 次条及び第 20 条の 3 に おいてこれらの日を「支給日」という。 ) に支 給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職 し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡し た職員 ( 第 25 条第 6 項の規定の適用を受ける 職員及び市長が定める職員を除く。 ) につい ても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に 支給する場合においては 100 分の 125、1 2 月に支給する場合においては <u>100 分の 15</u> <u>0</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の 期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲</p>

げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

から まで <省略>

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の135」とあるのは「100分の80」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5及び6 <省略>

（勤勉手当）

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第14項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

前項の職員のうち再任用職員以外の職員

げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

から まで <省略>

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の85」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5及び6 <省略>

（勤勉手当）

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

前項の職員のうち再任用職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の65を乗じて得た額の総額

前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の30を乗じて得た額の総額

3から5まで <省略>

附 則

1から13まで <省略>

（特定職員の給料等に関する減額措置）

14 当分の間、職員（給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が給料表の6級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

— 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70を乗じて得た額の総額

前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

3から5まで <省略>

附 則

1から13まで <省略>

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例）

14 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、第20条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」とあるのは「「100分の125」」とあるのは「100分の70」と、第21条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

(以下この項及び附則第16項から第18項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項、附則第16項及び第17項において「給料月額減額基礎額」という。))

— 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

— 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給

される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

— 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額(第21条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第18項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第18項において「勤勉手当減額基礎額」という。))に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

— 第25条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第25条第1項 前各号に定める額

イ 第25条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第25条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員

に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

工 第25条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

15 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

16 附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第22条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに第22条第1項に規定する市長が規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間（勤務時間条例第2条に規定する一週間当たりの勤務時間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に52を乗じたものから第22条第1項に規定する市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額並びに第22条第1項に規定する市長が規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから第22条第1項に規定する市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

17 附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第22条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1

週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

職員 の区 分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	287,000	316,400	329,800	397,100	422,800
	2	136,700	187,600	224,800	289,100	318,600	331,900	399,400	425,200
	3	137,900	189,400	226,700	291,200	320,800	334,100	401,700	427,600
	4	139,000	191,200	228,500	293,300	323,000	336,300	404,100	430,000
	5	140,100	192,800	230,200	295,400	325,200	338,600	406,400	432,300
	6	141,200	194,600	232,100	297,500	327,300	340,800	408,500	434,600
	7	142,300	196,400	234,000	299,600	329,400	343,000	410,600	436,900
	8	143,400	198,200	235,800	301,700	331,400	345,200	412,700	439,100
	9	144,500	200,000	237,500	303,800	333,500	347,200	414,800	441,300
	10	145,900	201,800	239,400	305,900	335,600	349,300	416,800	443,300
	11	147,200	203,600	241,200	308,000	337,700	351,400	418,800	445,300
	12	148,500	205,400	243,100	310,100	339,800	353,500	420,800	447,300
	13	149,800	207,000	244,900	312,100	341,500	355,500	422,900	449,300
	14	151,300	208,900	246,800	314,200	343,500	357,500	424,500	451,100
15	152,800	210,800	248,600	316,300	345,500	359,500	426,100	452,900	

16	154,400	212,700	250,400	318,400	347,500	361,400	427,700	454,700
17	155,700	214,600	252,200	320,400	349,400	363,500	429,400	456,500
18	157,200	216,500	254,200	322,500	351,300	365,400	430,700	458,000
19	158,700	218,400	256,200	324,600	353,200	367,400	432,000	459,500
20	160,200	220,300	258,200	326,700	355,100	369,400	433,300	461,000
21	161,600	222,000	260,100	328,400	357,000	371,500	434,600	462,500
22	164,300	223,900	262,000	330,400	358,800	373,500	435,900	463,900
23	166,900	225,800	263,900	332,500	360,600	375,500	437,200	465,300
24	169,500	227,700	265,700	334,600	362,300	377,500	438,400	466,600
25	172,200	229,300	267,700	336,500	364,200	379,500	439,700	467,800
26	173,900	231,100	269,600	338,500	365,600	381,400	440,600	468,600
27	175,600	232,800	271,500	340,500	367,100	383,300	441,500	469,400
28	177,300	234,600	273,400	342,500	368,600	385,100	442,400	470,200
29	178,800	236,100	275,300	344,400	370,100	386,900	443,200	471,000
30	180,600	237,600	277,200	346,300	371,300	388,600	444,000	471,800
31	182,400	239,100	279,100	348,200	372,500	390,300	444,800	472,600
32	184,200	240,600	281,000	350,100	373,700	392,000	445,600	473,400
33	185,800	242,100	282,700	352,000	374,700	393,700	446,400	474,200
34	187,300	243,600	284,600	353,600	375,600	394,900	447,200	475,000
35	188,800	245,100	286,500	355,200	376,500	396,100	448,000	475,800
36	190,300	246,700	288,400	356,800	377,400	397,300	448,800	476,600
37	191,600	248,000	290,100	358,500	378,400	398,400	449,400	477,400
38	192,900	249,600	291,900	359,700	379,200	399,600	450,200	478,100
39	194,200	251,200	293,700	360,900	380,000	400,800	451,000	478,900
40	195,500	252,800	295,500	362,000	380,800	402,000	451,800	479,700
41	196,900	254,200	297,400	363,000	381,700	403,000	452,400	480,500
42	198,200	255,600	299,100	364,100	382,400	403,700	453,200	481,300
43	199,500	257,000	300,800	365,100	383,100	404,400	454,000	482,100
44	200,800	258,400	302,500	366,200	383,800	405,100	454,800	482,900
45	202,000	259,700	304,200	367,100	384,500	405,900	455,400	483,700
46	203,300	261,100	305,900	367,800	385,100	406,600	456,200	484,500
47	204,600	262,500	307,600	368,500	385,800	407,300	457,000	485,300
48	205,900	263,900	309,300	369,200	386,500	408,000	457,800	486,100
49	207,100	265,200	310,600	369,800	387,000	408,800	458,400	486,900
50	208,200	266,400	312,200	370,500	387,700	409,500	459,200	487,700
51	209,300	267,700	313,800	371,200	388,400	410,200	460,000	488,500
52	210,400	269,000	315,400	371,900	389,100	410,900	460,800	489,300
53	211,600	270,100	317,100	372,400	389,600	411,600	461,400	490,100
54	212,600	271,400	318,700	373,100	390,300	412,300	462,200	
55	213,600	272,700	320,300	373,800	391,000	413,000	463,000	



56	214,600	274,000	321,900	374,500	391,700	413,700	463,800	
57	215,400	275,200	323,400	375,000	392,200	414,300	464,400	
58	216,400	276,300	324,600	375,700	392,900	415,000	465,200	
59	217,300	277,400	325,800	376,400	393,600	415,700	466,000	
60	218,300	278,500	327,000	377,100	394,300	416,400	466,800	
61	219,200	279,700	328,100	377,600	394,800	416,900	467,400	
62	220,200	280,700	329,100	378,300	395,500	417,500		
63	221,200	281,700	330,000	379,000	396,200	418,200		
64	222,200	282,700	331,000	379,700	396,900	418,900		
65	223,000	283,500	331,900	380,200	397,300	419,400		
66	224,000	284,400	332,700	380,800	398,000	420,100		
67	225,000	285,300	333,500	381,400	398,700	420,800		
68	226,100	286,200	334,300	382,000	399,400	421,500		
69	226,900	287,200	335,200	382,700	399,900	422,000		
70	227,700	288,000	335,900	383,300	400,600	422,700		
71	228,500	288,800	336,600	383,900	401,300	423,400		
72	229,300	289,600	337,300	384,500	402,000	424,100		
73	230,100	290,400	337,800	385,100	402,500	424,600		
74	230,800	290,900	338,400	385,700	403,200	425,300		
75	231,500	291,400	339,000	386,300	403,900	426,000		
76	232,200	291,900	339,600	386,900	404,600	426,700		
77	233,000	292,300	340,000	387,600	405,100	427,200		
78	233,800	292,700	340,500	388,200	405,800	427,900		
79	234,600	293,100	341,000	388,800	406,500	428,600		
80	235,400	293,500	341,500	389,400	407,200	429,300		
81	236,100	293,800	342,000	390,100	407,700	429,800		
82	236,800	294,200	342,500	390,700	408,400	430,500		
83	237,500	294,600	343,000	391,300	409,100	431,200		
84	238,200	295,000	343,500	391,900	409,800	431,900		
85	239,000	295,300	344,000	392,600	410,300	432,400		
86	239,700	295,700	344,500	393,200	411,000	433,100		
87	240,400	296,100	345,000	393,800	411,700	433,800		
88	241,100	296,500	345,500	394,400	412,400	434,500		
89	241,900	296,800	345,900	395,100	412,900	435,000		
90	242,400	297,200	346,400	395,700	413,600	435,700		
91	242,900	297,600	346,900	396,300	414,300	436,400		
92	243,400	298,000	347,400	396,900	415,000	437,100		
93	243,700	298,200	347,700	397,600	415,500	437,600		
94		298,600	348,200	398,200	416,200			
95		299,000	348,700	398,800	416,900			

96		299,400	349,200	399,400	417,600			
97		299,600	349,500	400,100	418,100			
98		300,000	350,000	400,700				
99		300,400	350,500	401,300				
100		300,800	351,000	401,900				
101		301,000	351,300	402,600				
102		301,400	351,700					
103		301,800	352,100					
104		302,200	352,500					
105		302,400	353,000					
106		302,800	353,400					
107		303,200	353,800					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200	355,100					
111		304,600	355,500					
112		305,000	355,900					
113		305,200	356,400					
114		305,600	356,800					
115		306,000	357,200					
116		306,400	357,600					
117		306,600	358,100					
118		306,900	358,500					
119		307,200	358,900					
120		307,500	359,300					
121		307,900	359,800					
122		308,200						
123		308,500						
124		308,800						
125		309,200						
再任用 職員	186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300

第2条 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
( 期末手当 )	( 期末手当 )

第20条 <省略>

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

から まで <省略>

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4から6まで <省略>

(勤勉手当)

第21条 <省略>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額

前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5

第20条 <省略>

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の135を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

から まで <省略>

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の135」とあるのは「100分の80」とする。

4から6まで <省略>

(勤勉手当)

第21条 <省略>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の65を乗じて得た額の総額

前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の30を乗

<p>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで &lt;省略&gt;</p> <p>附 則</p> <p>1から17まで &lt;省略&gt;</p> <p>18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.0125</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>じて得た額の総額</p> <p>3から5まで &lt;省略&gt;</p> <p>附 則</p> <p>1から17まで &lt;省略&gt;</p> <p>18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.975</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の65</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>
--	---

（瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1から6まで &lt;省略&gt;</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年瀬戸市条例第20号。第1号において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端</p>	<p>附 則</p> <p>1から6まで &lt;省略&gt;</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年瀬戸市条例第20号）の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこ</p>

<p>数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(市長の定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。</p> <p>— 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.59</p> <p>— 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83</p> <p>8から15まで &lt;省略&gt;</p> <p>附則別表 &lt;省略&gt;</p>	<p>れを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(市長の定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>8から15まで &lt;省略&gt;</p> <p>附則別表 &lt;省略&gt;</p>
--	---

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年瀬戸市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(給与の特例)</p> <p>第5条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>375,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>424,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>477,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>543,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>620,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>724,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	<u>375,000円</u>	2	<u>424,000円</u>	3	<u>477,000円</u>	4	<u>543,000円</u>	5	<u>620,000円</u>	6	<u>724,000円</u>	<p>(給与の特例)</p> <p>第5条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>376,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>426,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>479,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>545,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>622,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>728,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	<u>376,000円</u>	2	<u>426,000円</u>	3	<u>479,000円</u>	4	<u>545,000円</u>	5	<u>622,000円</u>	6	<u>728,000円</u>
号給	給料月額																												
1	<u>375,000円</u>																												
2	<u>424,000円</u>																												
3	<u>477,000円</u>																												
4	<u>543,000円</u>																												
5	<u>620,000円</u>																												
6	<u>724,000円</u>																												
号給	給料月額																												
1	<u>376,000円</u>																												
2	<u>426,000円</u>																												
3	<u>479,000円</u>																												
4	<u>545,000円</u>																												
5	<u>622,000円</u>																												
6	<u>728,000円</u>																												

7	848,000円	7	852,000円
<p>2 から 5 まで &lt;省略&gt; (給与条例の適用除外等)</p> <p>第 6 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 2 条の 2 第 1 項、第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 2 条の 2 第 1 項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 1 8 年瀬戸市条例第 4 号)第 5 条第 1 項の給料表」と、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 5 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第 2 0 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 4 5</u>」と、「<u>1 0 0 分の 1 3 5</u>」とあるのは、「<u>1 0 0 分の 1 5 0</u>」とする。</p>		<p>2 から 5 まで &lt;省略&gt; (給与条例の適用除外等)</p> <p>第 6 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 2 条の 2 第 1 項、第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 2 条の 2 第 1 項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 1 8 年瀬戸市条例第 4 号)第 5 条第 1 項の給料表」と、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 5 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第 2 0 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 4 0</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 6 0</u>」と、「<u>1 0 0 分の 1 6 0</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 0</u>」とする。</p>	

第 5 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 6 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 2 条の 2 第 1 項、第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 2 条の 2 第 1 項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 1 8 年瀬戸市条例第 4 号)第 5 条第 1 項の給料表」と、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 6 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 2 条の 2 第 1 項、第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 2 条の 2 第 1 項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 1 8 年瀬戸市条例第 4 号)第 5 条第 1 項の給料表」と、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中</p>

<p>「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは、「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは、「<u>100分の150</u>」とする。</p>
--	--

附 則

( 施行期日 )

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

第2条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例附則第14項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年瀬戸市条例第37号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

( 委任 )

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正)

第4条 瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="272 282 357 315">附 則</p> <p data-bbox="225 342 381 376"><u>( 施行期日 )</u></p> <p data-bbox="197 400 790 483">1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。</p> <p data-bbox="220 508 798 642"><u>( 給与条例附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え )</u></p> <p data-bbox="197 667 798 1406">2 <u>育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第14項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第30号）第4条の2の規定により読み替えられた給与条例第6条第1項に規定する算出率（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。</u></p> <p data-bbox="197 1431 798 1615">3 <u>育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、前項の規定を準用する。</u></p> <p data-bbox="197 1639 798 1971">4 <u>短時間勤務職員に対する給与条例附則第14項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第30号）第4条の4の規定により読み替えられた給与条例第6条第1項に規定する算出率（以下この号において</u></p>	<p data-bbox="885 282 970 315">附 則</p> <p data-bbox="831 400 1404 483">この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。</p>



「算出率」という。)を乗じて得た額」と、  
「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じ  
て得た額を減じた額」とする。

5 育児休業法第19条の規定による勤務をして  
いる職員が給与条例附則第14項の規定により  
給与が減ぜられて支給される場合においては、  
給与条例第22条第2項の規定にかかわらず、  
その勤務しない1時間につき、給与条例附則第  
17項に規定する勤務1時間当たりの給与額を  
減額して給与を支給する。

(瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年瀬戸市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 &lt;省略&gt;</p> <p>2から6まで &lt;省略&gt;</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。</p> <p><u>(瀬戸市職員の給与に関する条例附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</u></p> <p>第6条 瀬戸市職員の給与に関する条例附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第22条第2項」とあるのは「<u>附則第17項</u>」とする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 &lt;省略&gt;</p> <p>2から6まで &lt;省略&gt;</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、この条例(次条から附則第5条までの規定を除く。)の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。</p>